I 利用にあたって

- (1) 本書に掲載されている表は、従業者数4人以上の事業所について集計しています。
- (2) この結果書は、本市において平成23年3月に独自に集計したものであり、後日、経済産業省から公表される数値と一致しない場合があります。
- (3) 調査時点で、休業中、操業準備中、操業開始後未出荷などの事業所については集計結果に含まれていません。
- (4) 結果書の計数については、四捨五入の関係で合計と内訳の計が一致しない場合があります。
- (5) 計表の対前年増減率は、次の式より算出しています。

(6) 表中の記号は次のとおりです。

「一」・・・該当数値なし

「0」・・・四捨五入による単位未満

「▼」・・・・負数

「X」・・・・事業所が1または2の場合、秘密の保持上秘匿したことを示し、秘匿数値は総計 に合算している。ただし、3事業所以上であっても、他の統計表との関連等から 秘匿処理したものもあります。

Ⅱ 工業統計調査の概要

(1) 調査の目的

製造業の実態を明らかにすることを目的とする。

(2) 調査の根拠

統計法(昭和22年法律第18号)に基づく指定統計調査で、工業統計調査規則(昭和26年通商産業省令第81号)に基づき実施している。

(3) 調査の期日

平成21年12月31日現在で実施した。

(4) 調査の範囲

日本標準産業分類大分類「E-製造業」に属する事業所(国に属する事業所及び製造加工を行っていない本社等を除く)を対象とする。

工業統計調査は、西暦末尾が0、3、5、8の年については全数調査を実施し、それ以外の年は従業者3人以下の事業所を調査の対象から除外して実施している。平成21年調査は、後者の範囲で実施している。

(5) 調査項目の追加

平成19年調査から、製造業の実態をより的確に捉えるため、製造以外の活動も捉える調査となっている。 (その他収入額などの項目の追加など)

Ⅲ 集計項目の説明

(1) 事業所数

各年12月31日現在の事業所数である。

(2) 従業者数

各年12月31日現在の常用労働者数と個人事業主及び無給家族従業者数の合計である。 なお、常用労働者とは次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 期間を決めず、または1か月を超える期間を決めて雇われている者。
- ② 日々または1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者。
- ③ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。
- ④ 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与を受けている者。
- (3) 現金給与総額

各年1年間に常用労働者に対して支給された給与及び特別に支払われた給与額とその他の 給与額の総額である。

(4) 原材料使用額等

各年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造に関連する 外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税を含んだ額である。

(5) 製造品出荷額等

各年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額の合計で、消費税等内国消費税額を含んだ額である。

(6) 有形固定資産

有形固定資産とは以下のものであり、帳簿価額による。

- ① 土地 (未登記のものを除く。)
- ② 建物、構築物(建物付属、土木設備を含む。)
- ③ 機械、装置(附属設備を含む。)
- ④ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等
- ⑤ 建設仮勘定

建設仮勘定とは、建設過程にある有形固定資産、例えば建物が完成して固定資産勘定に 組み替えられるまでの途中でいろいろ出費があった場合、これを整理するまでの会計処 理上の方法として設けられたものである。

各年の1年間にこの勘定の借方に加えられた金額が「増」、同期間内にこの勘定から他の勘定に振り替えられた金額が「減」となる。

(7) 工業用水

淡水、海水について、1日当たりの用水量を水源別、用途別に集計。1年間の事業所で使用 した工業用水の総量を操業日数で割ったもの。

(8) 工業用地

- ① 各年12月31日現在において、事業所が使用(賃貸含む)している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路、堀、柵などにより明確に区別される場合またはこれらの敷地面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。
- ② 事業所建築面積は、事業所敷地面積内にある全ての建築物の面積の合計をいう。
- ③ 事業所延べ建築面積は、事業所敷地内にある全ての建築物の各階の面積の合計をいう。

(9) 算式

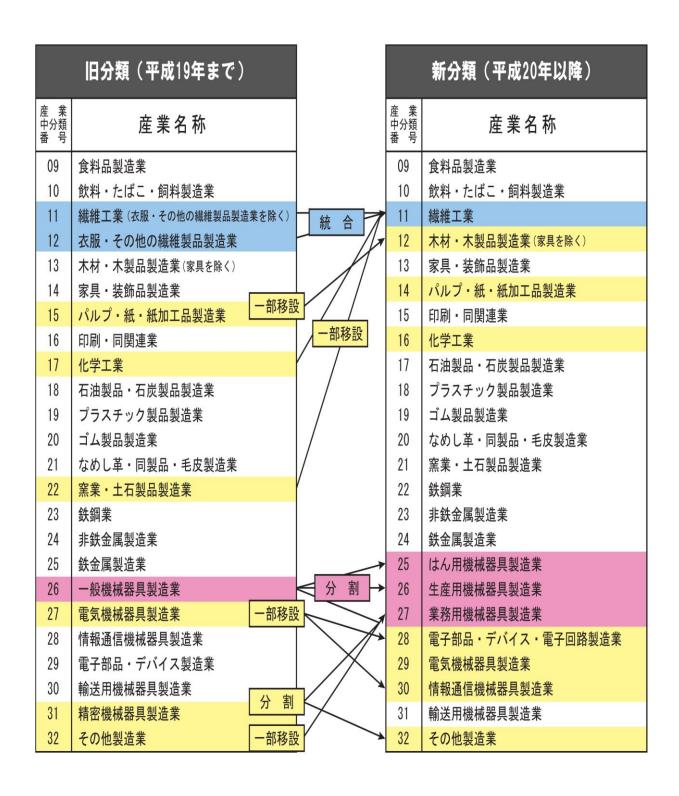
- ① 付加価値額=製造品出荷額等+(製造品年末在庫額-製造品年初在庫額)+(半製品および仕掛品年末額-半製品及び仕掛品年初額)-原材料使用額等-(内国消費税額+推計消費税額)-減価償却額
- ② 粗付加価値額=製造品出荷額等-原材料使用額等-(内国消費税額+推計消費税額)
- ③ 有形固定資産投資総額=土地の取得額+有形固定資産(土地を除く)の取得額+建設仮勘定の年間増減
- ④ 有形固定資産年末現在高=年初現在高+年間取得額-除却額-減価償却額
- (10) 平成20年の前年比は、日本標準産業分類の改定が行われたため、平成19年調査の数値を平成20年の分類で再集計したものを使用しています。
- (11) 産業分類及び簡易表示、略称は下表のとおりです。

番号	正式名称	簡易表示	略称
09	食料品製造業	食料品	食料
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料•飼料	飲料
11	繊維工業	繊維	繊維
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	木材•木製品	木材
13	家具•装備品製造業	家具·装備品	家具
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙	紙パ
15	印刷•同関連業	印刷	印刷
16	化学工業	化学	化学
17	石油製品·石炭製品製造業	石油•石炭	石油
18	プラスチック製品製造業	プラスチック製品	プラ
19	ゴム製品製造業	ゴム製品	ゴム
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革	皮革
21	窯業•土石製品製造業	窯業•土石	窯業
22	鉄鋼業	鉄鋼	鉄鋼
23	非鉄金属製造業	非鉄金属	非鉄
24	金属製品製造業	金属製品	金属
25	はん用機械器具製造業	はん用機械	はん用
26	生産用機械器具製造業	生産用機械	生産
27	業務用機械器具製造業	業務用機械	業務
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品	電子
29	電気機械器具製造業	電気機械	電気
30	情報通信機械器具製造業	情報通信	情報
31	輸送用機械器具製造業	輸送用機械	輸送
32	その他の製造業	その他	そ他

- (12) 産業の型は以下のとおりです。
 - ① 基礎・素材型産業・・・木材・木製品、パルプ・紙、化学、石油・石炭、プラスチック 製品、ゴム製品、窯業・土石、鉄鋼、非鉄金属、金属製品
 - ② 加工組立型産業・・・・はん用機械、生産用機械、業務用機械、電子部品・デバイス、 電気機械、情報通信機器、輸送機械精密機械
 - ③ 生活関連・その他・・・食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、家具・装備品、出版・印刷、なめし革、その他
- (13) 「09 食料品製造業」及び「10 飲料・たばこ・飼料製造業」の小分類は下表のとおりです。

番号	小分類名	主な項目
091	畜産食料品製造業	肉・乳製品、その他の畜産食料品製造業
092	水産食料品製造業	水産缶詰・瓶詰、海藻加工業、塩干・塩蔵品、水産練製品、冷凍水産品、冷凍水産食品、その他の水産食料品製造業
093	野菜缶詰·果実缶詰·農産保存食料品製 造業	野菜・果実缶詰、農産保存食料品、野菜漬物製造業
094	調味料製造業	味そ、しょう油・食用アミノ酸、うまみ調味料、ソース、食酢、その他の 調味料
095	糖類製造業	砂糖製造業、砂糖精製業、ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業
096	精穀·製粉業	精米、精麦業、小麦粉製造業、その他の精穀・製粉業
097	パン・菓子製造業	パン、生菓子、ビスケット類・干菓子、米菓、その他のパン・菓子製 造業
098	動植物油脂製造業	植物油脂、動物油脂製造業、食用油脂加工業
099	その他の食料品製造業	でんぷん、めん類、豆腐・油揚、あん類、冷凍調理食品、惣菜、他に 分類されない食料品製造業
101	清涼飲料製造業	清涼飲料製造業
102	酒類製造業	果実酒、ビール、清酒、蒸留酒、混成酒製造業
103	茶・コーヒー製造業	製茶業、コーヒー製造業
104	製氷業	製氷業
105	たばこ製造業	たばこ製造業、葉たばこ処理業
106	飼料·有機質肥料製造業	配合飼料、単体飼料、有機質肥料製造業

平成 19 年 11 月の日本標準産業分類の改訂により、平成 20 年調査から次のとおり産業分類が変更されています。



市内地区割り図

市内の地区割りは町丁字別を基本に行っています。

